

秋の交通安全県民運動実施要綱

運動期間：令和3年9月21日（火）～30日（木）

交通事故死ゼロを目指す日：令和3年9月30日（木）

運動の目的		この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。		
運動の進め方		実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。		
運動の重点及び実施事項				
重点	子供と高齢者を中心とする歩行者の安全の確保	夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上	自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底	飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止
運転者・歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路横断の方法や安全確認等交通ルール・マナーを実践しましょう。 ○ 歩きスマホ・ながら運転やめましょう。 ○ 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するの待って、渡りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道に横断者がいるときは、一時停止して横断者を優先させましょう。 ○ 早めのライト点灯や対向車、先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。 ○ 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。（※1） ○ 自転車側面に加えましょう。 ○ 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材用品等を着装しましょう。 ○ 自転車は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら、必ず10番通報をしましょう。 ○ 妨害運転（あおり運転）は犯罪です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と高齢者に対する交通安全指導・保護意識活動を推進しましょう。 ○ 通学路や通り慣れている道路等の危険箇所や道路への飛び出し等の危険性、身近に起きた交通事故について話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等における歩行者の保護意識の向上に努めましょう。 ○ 従業員に対して夕暮れ時や夜間ににおける運転時の注意事項について周知しましょう。 ○ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性について話し合いましょう。 ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。 ○ 家庭、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。 ○ 従業員に対して安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ アルコール検知器を有効活用するなど飲酒運転の防止に努めましょう。 ○ 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ○ ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。
実施機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭での交通安全指導・保護意識活動を推進しましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。 ○ 夕暮れ時と夜間ににおける死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。 ○ 反射材用品の着装やライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業（店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。 ○ 妨害運転を受けた場合の対処方法に関する広報啓発活動を推進しましょう。
○ ウエブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。				

※1 自転車安全利用五則

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

⑤ 子どもはヘルメットを着用